

新たな組織体制における事業費の公私負担と料金設定について

◎ 趣 旨

子どもの家・留守家庭児童会（以下「子どもの家等」という。）の新たな組織体制へ移行後の適正な運営に要する事業費を踏まえ、公私負担と料金設定の考え方について意見を伺うもの

1 これまでに整理した事項

(1) 平成 31 年 2 月に公表した内容

保護者負担金については、すべての子どもの家等で統一し、その金額設定について市が今後検討する。

(2) 懇談会からの意見書（平成 31 年 1 月）

保護者負担金の設定は適切な受益者負担を求めた上で、安定した運営が確保できる金額について検討されたい。また、延長時間の利用や地域の特色ある行事・おやつ提供などに柔軟に対応できるよう、基本料金と実費徴収は区分して検討する必要がある。

2 委託料と保護者負担金の現状

- 子どもの家等の運営に要する事業費は、本市委託料と保護者負担金で賄っている。
- 本市委託料は、1 クラスに配置する指導員の人数等に応じた独自の基準で積算しており、その結果、国庫補助を十分には活用しきれていない。
- 各運営委員会は、本市委託料に加えて指導員人件費や運営経費を賄うため、利用児童数などの運営規模を踏まえながら、保護者負担金を独自に設定し徴収している。

3 意見を伺う項目

(1) 事業費の公私負担の考え方

○ 意見交換の視点

保護者負担金の設定に当たっては、過度な費用負担増とならないよう、新たに増加する受益の相当額を、市と利用者が適正に負担できる設定について、意見を伺いたい。

※ 委託料の設定に当たっては、公的なサービスとして、安心安全な保育体制を確保するための必要経費を積算した上で、適正な委託料として国庫補助を十分に活用することができる設定とする。

※ 施設整備や備品など施設の設置に係る経費については、引き続き本市が負担することとし、保護者負担金の金額に反映させない。

(2) 料金設定の考え方

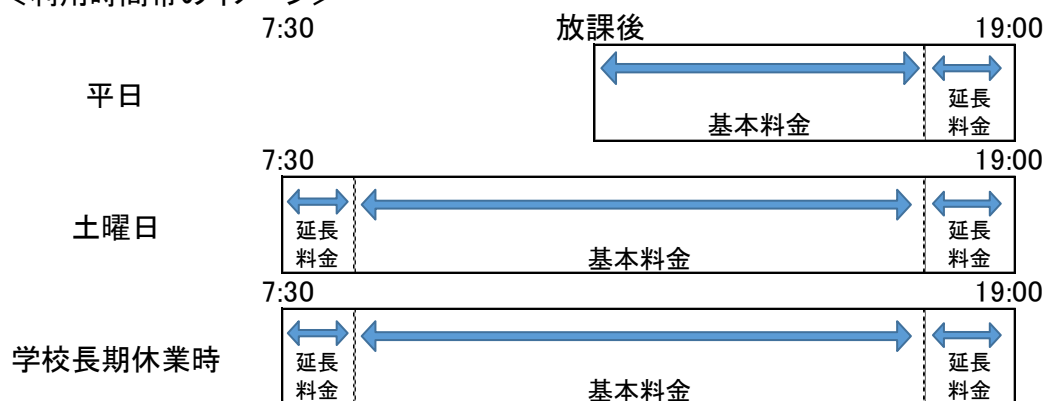
○ 意見交換の視点

- ・ 利用時間帯（延長料金の取り扱い）や利用方法ごとの料金設定について、適正な受益者負担となる設定について、意見を伺いたい。
- ・ また、子どもの家等ごとに行う行事やおやつに係る経費の徴収方法について、意見を伺いたい。

<参考>統一後の開設時間

平日 : 放課後 ～ 19時
学校長期休業時等 : 7時30分～19時
土曜日 : 7時30分～19時

<利用時間帯のイメージ>



<利用方法のイメージ>

1. 月曜日から金曜日まで利用する利用者
2. 土曜日等も含めて利用する利用者
3. 学校長期休業時のみ利用する利用者